

第26節 自発的支援の受入れ計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇨ 和泉市社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇨ 社会福祉課 4 緊急物資集積場所 ⇨ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇨ 支援内容、 到着予定日時、 到着予定場所、 活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇨ 活動拠点、 宿泊場所、 案内者、 通訳	総務課 自治広報課 社会福祉課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用して、適切に対処するよう努めるものとする。

第2 ボランティアの受入れ

市は、市社会福祉協議会等と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

市は、災害ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である和泉市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

2 受入方法

受入れは、府の「災害時におけるボランティア活動登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 防災ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者など災害時要援護者の介護
- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・清掃等の世話
- (6) 要援護者などのニーズ把握や安否確認
- (7) その他被災者に対する支援活動全般

第3 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、社会福祉課に窓口を設置し、受け付ける。

(2) 配分

市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- (1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ緊急物資集積場所と定められている市立市民体育館、市立コミュニティ体育館において受付、保管する。
- (2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定するものとする。
- (3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

第4 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておくものとする。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

資料編 災害時におけるボランティア活動登録カード（団体用、個人用）
